

45宇宙委第21号
昭和45年3月10日

殿

宇宙開発委員会委員長
西田 信 一

第4回宇宙開発委員会定例会議の開催に
ついて

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日 時 昭和45年3月11日(水)
午前10時30分～12時
2. 場 所 科学技術庁第2会議室
3. 議 題 宇宙開発に関する基本計画について

第4回宇宙開発委員会議事次第

(45.3.11)

- 1 前回議事要旨の確認
- 2 宇宙開発に関する基本計画について
- 3 その他

配布資料

委4-1 第3回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

委4-2 宇宙開発に関する基本計画(案)

第3回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

- 1 日時 昭和45年2月4日(水)
午後3時~5時
- 2 場所 科学技術庁第2会議室
- 3 議題 (1) 前回議事要旨の確認
(2) 昭和45年度宇宙開発予算について
- 4 出席者 委員長 西田 信一
委員 山 泉 昌夫
" 吉 謙 雅夫
閣僚行政機関職員
科学技術事務次官 藤 波 恒 雄
科学技術庁研究調整局長 石 川 晃 夫
内閣総理大臣官房審議室長(代理:官房審議室 岡 野 英 雄)
文部省大学学術局審議官(代理:大学学術局学術課 飯 田 益 雄)他
通商産業省重工業局次長(代理:重工業局航空機武器課 渡 辺 正)
通商産業省工業技術院総務部長(代理:研究業務課 小 幡 八 郎)
運輸省大臣官房参事官(代理:大臣官房計画政策官 中 曾 敬)
急象庁総務部長(代理:気象研究所総務部研究業務課 中 村 繁)
海上保安庁総務部長(代理:水路部編曆課 山 崎 昭)

- 郵政省電波監理局審議官(代理:電波監理局技術調査課 市 川 洋)
- 郵政省電波監理局無線通信部長 大 塚 次 郎
- 建設大臣官房技術参事官(代理:官房技術調査室 中 村 六 郎)
- 建設省国土地理院測地部計画課長 鈴 木 弘 達

事務局

科学技術庁研究調整局調整課長 伊 原 義 徳他

5. 配布資料

- 委3-1 第1回宇宙開発委員会定例会議議事要旨
- 委3-2 第2回 " " "
- 委3-3 昭和45年度宇宙関係予算の総括表

6. 議事要旨

- (1) 前々回および前回議事要旨の確認
「第1回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」および「第2回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」が確認された。
- (2) 昭和45年度宇宙開発予算について
昭和45年度宇宙開発予算の政府案について、総括的説明および科学技術庁関係分の説明が科学技術庁 伊原調整課長、園山宇宙開発課長および谷田宇宙企画課長補佐から行なわれ、各省庁関係分の説明が担当幹事から行なわれた。

この説明の後、次のような審議が行なわれた。

(1) 山県委員から事業団へのNTT、KDD、NHKからの出資について質問があつたのに対し、科学技術庁園山宇宙開発課長から「郵政省との間でこれからつめて行くことになる。時期的には、現在の通信衛星関係の搭載機器の研究が終り、事業団に持ち込む段階になつて、具体化するものと考えられる。

その場合出資の基準として①星の値段だけを考える、か②これにロケットの開発費も含めるか、が問題になろう。

電離層観測衛星は電波研究所の業務であり、今のところ民間出資の対象とは考えていない。」との説明があつた

(2) 吉識委員から気象ロケットの打上げ計画につき質問があつたのに対し、運輸省中曾^第政府計画官から「気象庁の観測ロケットは全部で26機が認められた。これらによる観測は、岩手県陸里の気象ロケット専用の観測所で定常的に行なわれよう。」との説明があつた。

(3) 山県委員から45年度政府予算(案)等をもとに昨年決定した宇宙開発計画の見直しを行なう必要がある旨の発言があつた。

(4) 宇宙開発事業団のロケット打上げ実験結果について
科学技術庁伊原調整課長から宇宙開発事業団が1月～2月に

かけて打ち上げたJ'OR-3号機、LS-0-3号機は成功したとの報告が行なわれた。

委 4-2

宇宙開発に関する基本計画（案）

昭和 年 月 日
内閣総理大臣

わが国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

なお、開発実施の基本となるべき具体的事項は追つて定めるものとする。

記

近年、宇宙技術の急速な発達により、宇宙空間は、人類の新たな活動領域として登場してきており、近い将来において宇宙空間の真相の究明、開発および利用が学術の進歩国民生活の向上および産業経済の発展に不可欠のものとなることは明らかである。

このような情勢に対処するため、わが国においても関係各界の総力を結集して本格的に宇宙開発に取り組むこととし、次に掲げる方針に沿つてその開発を推進するものとする。

1. 科学観測を行なう科学衛星および電離層観測、衛星通信、気象観測などの実利用を目的とした実用衛星を研究、開発するとともに、これらを打ち上げるためのロケットを開発する。
2. 人工衛星およびロケットの開発、打上げ、追跡等に必要な施設を整備する。とくに実用を目的とした各種の衛星、これらを

打ち上げるためのロケット等に共通して使用しうる大型試験施設等については可能なかぎり集中的に設置する。

3. 開発体制については、宇宙開発委員会の総合調整の下における一元化の体制を一層強化することとし、関係各機関はその役割に応じ相互の協力を維持しつつそれぞれの体制を整備する。開発の実施の中核的機関たる宇宙開発事業団は、その業務の充実強化に努める。
4. 開発を進めるにあつて、進捗状況の把握および成果の評価を行ないつつ、計画の管理を合理的に行なう。
5. 開発を効率的に進めるとともに、国際的な友好を促進する見地から、自主技術に基づき開発の要請との調和に十分留意しつつ、海外技術の有効な活用を図り、国際協力を積極的に行なう。
6. 将来の宇宙開発の進展に備えて、先行研究および関連分野の研究を総合的かつ計画的に行なうとともに、人工衛星の新たな利用分野について積極的に調査を行なう。
7. 開発を円滑に進めるため、人材の養成、情報流通の促進、普及啓発に努めるほか必要な施策を講ずる。